

令和 7 年 第 6 回農業委員会総会 議事録

とき 令和 7 年 6 月 18 日 (水)

ところ 東大阪市役所 22 階 会議室 1・2

【議事日程】

1. 農地調整・転用届出等に関する件

- | | |
|-------|---|
| 日程第 1 | 報告第 23 号
相続税の納税猶予に関する適格者証明専決事項報告の件 |
| 日程第 2 | 報告第 24 号
引き続き農業経営を行っている旨の証明専決事項報告の件 |
| 日程第 3 | 報告第 25 号
農地法第 4 条第 1 項第 7 号による届出専決事項報告の件 |
| 日程第 4 | 議案第 10 号
農地法第 3 条による許可申請の件 |

出席委員	14 名
途中参加委員	0 名
欠席委員	4 名
事務局	1 名

開会 午後 2 時 00 分

【事務局】

それではお時間となりましたので、令和 7 年第 6 回農業委員会総会を開会させていただきます。最初には事務局からご連絡をさせていただきます。

奥田局長でございますが、本日、議会、環境産業委員会の日程と重なっております。欠席をさせていただきます。申し訳ございません。

それでは会長よりお願いいたします。

【会長】

開会にあたりまして一言ご挨拶させていただきます。

梅雨の候、お変わりなく、お過ごしのことと存じますが猛暑日が続いております。

体の方にはぜひ、十分な配慮をお願いいたします。

今回ですね、これ 65 ヶ所で猛暑日ということになっております。

静岡県では、農業作業中の 70 代の女性の方がお亡くなりになりました。

朝 6 時半に出て行かれたそうです。6 時半からやって、どういう加減かわからないですが、静岡県も 37.6 度ぐらいで記録したということで、体の方には十分に気をつけてもらい…ひとつよろしく願いいたします。

それでは早速ですが、令和 7 年の第 6 回農業委員会総会を開催いたします。

東大阪市農業委員会総会会議規則第 6 条の規定によりまして、私が議長をさせていただきます。議事が円滑に参りますよう、ひとつよろしく願い申し上げます。

失礼でございますが着席させていただきます。

【議長】

本日の総会出席委員は 14 名、14 名ですので総会は成立しております。

本日の議事録署名委員でございますが、私の方から指名してよろしいでしょうか。

<異議なしの声>

ありがとうございます。異議なしと認め、

1 番、宮崎行俊 委員と

14 番、菱井和樹 委員。

両委員を指名いたします。それでは早速審議に入らせていただきます。

日程第 1、報告第 23 号、相続税の納税猶予に関する適格者証明専決事項報告の件を議題とします。事務局より報告願います。

【事務局】

はい議長。日程第 1、報告第 23 号、相続税の納税猶予に関する適格者証明専決事項報告の件。番号 1、被相続人住所、氏名、〇〇〇〇、〇〇〇〇、相続開始年月日、令和〇年〇月〇日、相続人住所、氏名、〇〇〇〇、〇〇〇〇。特例適用農地の所在でございますが、〇〇〇〇、地目が〇、面積が〇〇㎡、他 1 筆でございます。相続未登記でございます。評価証明書、戸籍謄本、遺産分割協議書、生産緑地地区指定確認をさせていただきます。令和〇年〇月〇日証明。以上です。

【議長】

はい。この 1 番の専決事項について、異議ありませんか。

<異議なしの声>

ありがとうございます。

異議ないものと認め、日程第 1、報告第 23 号、相続税の納税猶予に関する適格者証明専決事項報告の件は了承することに決します。

【〇〇委員】

議長。

【議長】

はい。

【〇〇委員】

(次の専決事項報告につき) 私の案件が入っておりますので、一旦退席させていただきます。

【議長】

はい。わかりました。

<〇〇委員 一旦退席>

【議長】

続けさせていただきます。日程第 2、報告第 24 号。引き続き農業経営を行っている旨の証明専決事項報告の件を議題とします。事務局より報告願います。

【事務局】

はい。議長。日程第 2、報告第 24 号、引き続き農業経営を行っている旨の証明専決事項報告の件。番号 1、被相続人住所、〇〇〇〇、被相続人氏名、〇〇〇〇、相続開始年月日、平成〇年〇月〇日、相続人住所、〇〇〇〇、相続人氏名、〇〇〇〇。特例適用農地の所在でございますが、〇〇〇〇、地目が〇、登記面積〇〇㎡のうち、〇〇㎡の適用でございます。他 1 筆。令和〇年〇月〇日証明。他 3 件でございます。

【議長】

この 1 番から 4 番の専決事項について異議ありませんでしょうか。

<異議なしの声>

異議ないものと認め、日程第 2 報告第 24 号。引き続き農業経営を行っている旨の証明専決事項の件は、了承することにいたします。

<〇〇委員 入室>

【議長】

日程第 3 に入らせていただきます。日程第 3、報告第 25 号。

農地法第 4 条第 1 項第 7 号による届出専決事項報告の件を議題とします。

事務局より報告願います。

【事務局】

はい。議長。日程第 3、報告第 25 号、農地法第 4 条第 1 項第 7 号による届出専決事項報告の件。番号 1、届出人、住所、氏名。〇〇〇〇、〇〇〇〇。所在地は〇〇〇〇、地目が〇、面積が〇〇㎡。転用目的が〇〇、用途地域が〇〇〇〇でございます。他 6 件でございます。

【議長】

はい。この 1 番から 7 番の専決事項について、ご異議ありませんでしょうか。

<異議なしの声>

はい。ありがとうございます。異議ないものと認め、日程第 3、報告第 25 号、農地法第 4 条第 1 項第 7 号による届出専決事項報告の件は了承することに決めます。

【議長】

日程第 4 に入らせていただきます。日程第 4、議案第 10 号。農地法第 3 条による許可申請の件を議題とします。事務局より報告願います。

【事務局】

はい。議長。日程第 4、議案第 10 号、農地法第 3 条による許可申請の件。

番号 1、譲受人、住所、氏名、〇〇〇〇、〇〇〇〇、譲渡人、住所、氏名、〇〇〇〇。〇〇〇〇。所在地でございますが、〇〇〇〇。地目が〇、面積が〇〇㎡、他 1 筆、申請事由としましては農業経営の拡大、譲受人の耕作面積でございますが、〇〇㎡でございます。他 1 件でございます。

【議長】

はい。続きまして、農地法第 3 条許可申請の件ですね、事務局から説明願います。

【事務局】

はい。議長。

農地法 3 条許可に申請につきましてご説明をさせていただきます。

本件は農業経営の拡大を目的としました、売買による所有権の移転でございます。

譲渡人は〇〇〇〇さん。譲受人は〇〇〇〇さんでございます。

譲受人と譲渡人は親子でございまして、住所が同じところでございます。

〇〇〇〇さんの持分 10 分の 5 全部を〇〇さんの方へ売買するという所有権の移転でございます。

農地の所有権の移転につきましては、農地法第 3 条第 2 項第 1 号から第 6 号に、その要件が定められておりまして、そのいずれかに該当すれば、許可ができないというものでございます。順にご説明をさせていただきます。

第 1 号につきましては、譲受人が取得した農地を含めて、所有されておられる農地のすべてを効率的に利用して、耕作を行うという必要があると定めております。この世帯は〇〇〇に〇〇㎡農地を所有されておられ、適切に管理をされておられます。

第 2 号につきましては、農地所有適格法人以外の法人が、農地を取得する場合に関する規定でございまして、本件とは関係がございません。

続きまして、第 3 号でございしますが、信託の引き受けに関することが規定されておるので、本件とは関係ございません。

続きまして、第 4 号でございしますが、譲受人が常時農作業に従事すると認められない場合には、許可ができないという内容でございしますが、この世帯につきましては世帯員が全部で〇名おられ、全員、年間〇〇日以上農業に従事されておられるため、該当するというものではございません。

続きまして、第 5 号でございしますが、取得する農地を転貸、或いは質入れする場合が規定されておるものでございますので、本件は該当するものではございません。

第 6 項につきましては、譲受人が、当該農地の所有権を取得した後に行う、耕作の内容、並びにその農地の位置、及びその規模から見て、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺地域における、農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがある場合は認められない、許可ができないというものでございますが、譲受人は周囲と調和のとれた農業を行うとの決意があり、また申請書の記載内容や、農業委員会事務局で実施をさせていただきました現地調査などから、当該項目に該当するというものではございません。

続きまして、番号 2 についてご説明をさせていただきます。

こちらは、先ほどの世帯と同じ案件になります。農業経営の拡大を目的とした売買による所有権の移転でございます。

こちらの方は、譲渡人が、〇〇〇〇さん、譲受人は、番号 1 と同じ〇〇〇〇さんでございます。

〇〇〇〇さんの持ち分 10 分の 5 のうち、10 分の 3 を〇〇さんへ売買するという所有権の移転でございます。

農地の売買につきましては、先ほどもご説明させていただきました通り、農地法第 3 条第 2 項第 1 号から第 6 号にその要件が定められており、いずれかに該当すれば許可できな

いというものでございます。

繰り返しになりますが、第 1 号は、譲受人が取得した農地を含めて、所有農地のすべてを効率的に利用して耕作を行う必要があるということを定めております。

この世帯につきましては〇〇〇〇に農地を〇〇㎡所有し適切に管理をしておられます。

第 2 号につきましては農地所有適格法人以外の法人が農地を取得する場合の規定でございまして、本件とは関係ございません。

第 3 号につきましては信託の引き受けに関することが規定されているので、本件とは関係がございません。

第 4 号につきましては、譲受人が常時農作業に従事すると認められない場合は許可ができないという内容でございますが、この世帯は世帯員が〇名おられ、全員年間〇〇日以上農業に従事されているため、該当するというものではございません。

続きまして、第 5 号でございしますが、取得する農地を転貸する場合、或いは質入れする場合が規定されておりますので、本件は該当するものではございません。

続きまして、第 6 項につきましては、譲受人が、当該農地の所有権を取得した後に行う、耕作の内容、並びにその農地の位置、及びその規模から見て、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺地域における、農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがある場合は認められない、許可ができないというものでございますが、譲受人は周囲と調和のとれた農業を行うとの決意があり、また申請書の記載内容や、農業委員会事務局で実施をさせていただきました現地調査などから、当該項目に該当するというものではございません。説明は以上となります。

【議長】

この件について審議願います。意見ありませんでしょうか。よろしいですか。

<異議なしの声>

はい。意見ないものと認め、日程第 4 議案第 10 号農地法第 3 条による許可申請の件は、許可することに決めます。以上をもちまして本日の定例総会は終了します。

午後 2 時 30 分 終了

以上の事実と相違がないことを証するため、署名する。

会長 大西 博

委員 宮崎 行俊

委員 菱井 和樹

令和7年 第6回 農業委員会総会出欠表(別紙)

(農業委員)

議 席	氏 名	出 欠	議 席	氏 名	出 欠
1	宮崎 行俊	◎	10	石橋 亮平	×
2	木田 悟朗	○	11	大野 一博	○
3	草開 善城	○	12	柳生 よみ子	×
4	大東 雄太	○	13	柴村 義信	○
5	田中 強志	○	14	菱井 和樹	◎
6	仲津 恭司	○	15	高橋 美代幸	○
7	大西 博	○	16	田中 隆夫	×
8	西田 博文	○	17	小林 茂一	○
9	石井 忠和	×	18	山口 裕之	○

○ 出 席
× 欠 席
◎ 議事録署名委員
△ 途中参加

(職務のため総会に出席した事務職員)

事務局次長 横 関 真 人